

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-1-3																		
許認可等の種類	特定商工業者に対する負担金賦課の許可																					
根拠法令条例等・条項	商工会議所法第12条第1項																					
許認可等の概要	特定商工業者に対して所要の負担金を賦課する場合は、知事が許可する。																					
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため) ○昭和62年5月27日付け62中第122号商工部長通知「商工会議所法に係る権限委任事務の取扱いについて」</p> <ol style="list-style-type: none"> 負担金を充てることのできる経費は、当該年度の法定台帳作成管理及び運用に必要な経費とする。したがって、前年度の不足分について当該年度の負担金として収めることは認めないものとする。 負担金1人当たりの平均額(負担金の総額を特定商工業者の総数で割って得た金額)が次の表に掲げる金額であること。 <table border="1" data-bbox="384 1133 1430 1350"> <thead> <tr> <th>市町村の人口</th> <th>特定商工業者の数</th> <th>負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万以上</td> <td>2,500以上</td> <td>5,000円 以下</td> </tr> <tr> <td>50万未満</td> <td>2,500未満</td> <td>4,000円 以下</td> </tr> <tr> <td>20万未満</td> <td>1,500未満</td> <td>3,000円 以下</td> </tr> <tr> <td>10万未満</td> <td>1,000未満</td> <td>2,400円 以下</td> </tr> <tr> <td>5万未満</td> <td>500未満</td> <td>2,000円 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 負担金の総額が、原則として申請に係る事業年度の予算に計上した会費の年間総額の2分の1を超えないこと。 1人当たりの負担金の最高額が原則として1人当たりの会費の最低額よりも多額でないこと。 特定商工業者の過半数の同意があること。 				市町村の人口	特定商工業者の数	負担金の額	50万以上	2,500以上	5,000円 以下	50万未満	2,500未満	4,000円 以下	20万未満	1,500未満	3,000円 以下	10万未満	1,000未満	2,400円 以下	5万未満	500未満	2,000円 以下
市町村の人口	特定商工業者の数	負担金の額																				
50万以上	2,500以上	5,000円 以下																				
50万未満	2,500未満	4,000円 以下																				
20万未満	1,500未満	3,000円 以下																				
10万未満	1,000未満	2,400円 以下																				
5万未満	500未満	2,000円 以下																				
基準の制定根拠																						
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね2週間																					
期間の制定根拠	経由期間(地域振興局):1週間、処分庁:1週間																					